

吹田市総合評価落札方式（特別簡易型） 落札者決定基準

R9.4（市内本店用）

評価項目		評価点		評価内容および評価基準
分類	細分類	計	個別点	項目
	価格評価	50	50	<p>契約の内容に適合した履行及び公正な取引の秩序を確保する観点から、低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設定する。また、工事の品質確保を図るため失格基準価格を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格を超える金額で入札を行った者は失格とする。 ・失格基準価格未満で入札を行った者は失格とする。 ・価格評価点は以下の算出式により算出するものとする。 <p>【算出式】 （調査基準価格、入札価格は税抜きの金額） ・調査基準価格以上の金額で入札を行った場合 価格評価点 = 最高評価点（50点） - 補正值① ただし、 補正值①=最高評価点(50点)×(1-調査基準価格／入札価格)×6</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査基準価格未満の金額で入札を行った場合 価格評価点 = 最高評価点（50点） - 補正值② - 3 ただし、 補正值②=最高評価点(50点)×(1-入札価格／調査基準価格)×6 ・補正值は小数第5位を四捨五入して算出するものとする。
事業者の施工能力	工事成績評定点	3	3	<p>【土木一式工事】 吹田市が発注した同種工事における過去5年度間（前年度末まで）の工事成績評定点の平均値が85点以上である。</p> <p>【建築一式工事】 吹田市が発注した同種工事における過去5年度間（前年度末まで）の工事成績評定点の平均値が80点以上である。</p>
			2	<p>【土木一式工事】 吹田市が発注した同種工事における過去5年度間（前年度末まで）の工事成績評定点の平均値が80点以上85点未満である。</p> <p>【建築一式工事】 吹田市が発注した同種工事における過去5年度間（前年度末まで）の工事成績評定点の平均値が75点以上80点未満である。</p>
			1	<p>【土木一式工事】 吹田市が発注した同種工事における過去5年度間（前年度末まで）の工事成績評定点の平均値が75点以上80点未満である。</p> <p>【建築一式工事】 吹田市が発注した同種工事における過去5年度間（前年度末まで）の工事成績評定点の平均値が70点以上75点未満である。</p>
			0	<p>【土木一式工事】 吹田市が発注した同種工事における過去5年度間（前年度末まで）の工事成績評定点の平均値が65点以上75点未満である。</p> <p>【建築一式工事】 吹田市が発注した同種工事における過去5年度間（前年度末まで）の工事成績評定点の平均値が65点以上70点未満である。</p>
			-1	吹田市が発注した同種工事における過去5年度間（前年度末まで）の工事成績評定点の平均値が65点未満である。
	同種工事の施工実績	2	2	吹田市発注の同種工事のコリンズ登録実績が、過去10年度間（前年度末まで）で1件以上あり、かつ、当該公告案件の予定価格と同額以上の契約実績がある。また、吹田市工事請負契約等に係る発注要領第6条第1号の規定による合算入札実績は、申請により、合計額を契約実績とする。
			1	吹田市発注の同種工事のコリンズ登録実績が、過去10年度間（前年度末まで）で1件以上ある。
			0	吹田市発注の同種工事のコリンズ登録実績がない。
	ISOの認証	1	1	基準日時点において、ISO9000シリーズの認証を取得している。
			0	基準日時点において、上記を満たさない。
	安全対策、産業廃棄物の取組	1	1	基準日時点において、建設業労働災害防止協会に加入している。加えて当該年度を含む過去5年度間で、電子マニフェストを運用し、産業廃棄物を処理した実績がある。
			0	基準日時点において、上記を満たさない。
	CCUS（建設キャリアアップシステム）の導入	1	1	基準日時点において、建設キャリアアップシステムを導入している。
			0	基準日時点において、上記を満たさない。

評価項目		評価点		評価内容および評価基準		
分類	細分類	計	個別点	項目		
配置予定技術者の能力	配置予定技術者（主任・監理技術者に限る）の有する資格等	3	3	当該公告案件と同種工事で、1級の国家資格を有する者又は技術士の資格を有する者を配置する。加えて、コリンズに登録された吹田市発注の同種工事の施工経験が、過去10年間（前年度末まで）で1件以上あり、かつ、当該公告案件の予定価格と同額以上の契約に従事した者を配置する。		
			2	当該公告案件と同種工事で、1級の国家資格を有する者又は技術士の資格を有する者を配置する。		
			1	当該公告案件と同種工事で、2級の国家資格を有する者を配置する。		
			0	上記の資格を有する者を配置できない。		
地域貢献度・社会貢献度等	市内下請の活用	最大4	1	当該公告案件について、一次下請事業者や工事資材等を2者以上の市内事業者に請け負わせる又は調達する。		
			0	当該公告案件について、上記を満たさない。		
	防災に関する協定の締結、緊急工事等の受注		1	基準日時点において、入札参加者又は入札参加者が所属する団体が吹田市と防災に関する協定を締結している。又は過去5年以内（前年度末まで）において、災害等における緊急工事等を受注したことがある。なお、緊急工事等とは、吹田市と契約した工事、又は請負金額20万円以上の修繕のうち、名称で緊急に対応が必要であったと判断できる案件とする。		
			0	基準日時点において、上記を満たさない。		
	環境保全の取組		1	基準日時点において、環境美化推進員に関する要領に基づく「環境美化推進団体」の認定を受けているとともに、前年度又は当該年度に活動報告を行っている。		
			0	基準日時点において、上記認定を受けていない。又は上記認定を受けているが、活動報告を行っていない。		
	環境マネジメントシステムの取組		1	基準日時点において、ISO14001又はエコアクション21のどちらかの認証を取得している。		
			0	基準日時点において、ISO14001又はエコアクション21のいずれも認証を取得していない。		
	障がい者の雇用		1	基準日時点において、障がい者を3か月以上雇用している。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律によって障がい者の雇用を義務付けられている企業は、法定雇用率を上回っていること。		
			0	基準日時点において、上記を満たさない。		
	女性活躍推進、次世代育成支援対策推進の取組		1	基準日時点において、女性活躍推進法に基づく「えるぼし」、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」のいずれかの認定を受けている。		
			0	基準日時点において、上記認定を受けていない。		
履行義務違反	評価内容に係る履行義務違反	0	0	基準日から過去3年以内に、吹田市が適用した総合評価落札方式適用工事において、履行義務違反がない。		
			-5	基準日から過去3年以内に、吹田市が適用した総合評価落札方式適用工事において、履行義務違反がある。		
合計		65		価格評価点 : 50点 技術評価点 : 15点 合計 : 65点		

※基準日とは、発注する案件の入札参加資格確認申請受付最終日とする。

※技術評価点を決定する基準日以降に事業者から改めて技術評価点認定の申請があり、各評価項目の評価基準を満たした場合は、その時点から新たに認定された技術評価点を適用する。